

○ 農地等に係る災害復旧事業費補助金交付要綱（平成12年4月1日付け12構改D第284号農林水産事務次官依命通知）新旧対照表（案）

（下線の部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>（通則）</p> <p>第1 農林水産大臣は、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号。以下「暫定法」という。）の規定に基づく農地等の災害復旧事業に要する費用に対し、予算の範囲内において都道府県に補助金を交付するものとし、その交付に関しては、暫定法、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行令（昭和25年政令第152号。以下「令」という。）<u>、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行規則（昭和25年農林省令第94号。以下「施行規則」という。）</u>、<u>様式規定告示（農地及び農業用施設に係る災害復旧事業計画概要書等の様式を定める等の件（昭和43年10月1日農林省告示第1487号）</u>、<u>農地及び農業用施設の災害復旧事業に係る特別措置適用申請書の様式を定める件（昭和38年1月23日農林省告示第66号）</u>、<u>林地荒廃防止施設災害復旧事業計画概要書等の様式を定める等の件（平成12年3月30日農林水産省告示第449号）</u>、<u>林業用施設林道に係る災害復旧事業計画概要書等の様式を定める件（昭和31年11月20日農林省告示第903号）</u>、<u>林道の災害復旧に係る特別措置適用申請書の様式を定める件（昭和38年1月19日農林省告示第59号）</u>、<u>漁業用施設に係る災害復旧事業計画概要書等の様式を定める件（昭和59年8月16日農林水産省告示第1645号）及び共同利用施設に係る災害復旧事業補助計画概要書等の様式を定める件（昭和59年6月21日農林水産省告示第1396号）をいう。以下同じ。</u>）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）<u>、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）</u>、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「交付規則」という。）<u>、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件（平成12年6月23日農林水産省告示第899号）及び予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度予算に係る補助金等の交付に関するものから沖縄総合事務局長に委任した件（平成12年6月23日農林水産省告示第900号）</u>の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。</p> <p>第2・第3 （略）</p> <p>（軽微な変更）</p> <p>第4 交付規則第3条第1号イ及びロの農林水産大臣が定める軽微な変更は、次の各号に掲げる変更以外の変更とする。</p> <p>(1) 共通事項</p> <p>ア 年災別事業費相互間の経費の配分の変更</p> <p>イ 事業の施行箇所の変更又は間接補助事業の事業主体の変更</p> <p>(2) 個別事項</p> <p>ア 農地及び農業用施設について</p> <p>(ア) 施行箇所ごとの工種（農地については田、畑及びわさび田の区分、農業用施設については、ため池、頭首工、水路、揚水機、堤防、道路、橋梁、農地保全及び防災のため池の区分をいう。）の全部若しくは一部の変更又は廃止</p>	<p>（通則）</p> <p>第1 農林水産大臣は、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号。以下「暫定法」という。）の規定に基づく農地等の災害復旧事業に要する費用に対し、予算の範囲内において都道府県に補助金を交付するものとし、その交付に関しては、暫定法、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行令（昭和25年政令第152号）、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行規則（昭和25年農林省令第94号。以下「施行規則」という。）<u>、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）</u>、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）<u>、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「交付規則」という。）</u>、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件（平成12年6月23日農林水産省告示第899号）及び予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度予算に係る補助金等の交付に関するものから沖縄総合事務局長に委任した件（平成12年6月23日農林水産省告示第900号）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。</p> <p>第2・第3 （略）</p> <p>（軽微な変更）</p> <p>第4 交付規則第3条第1号イ及びロの農林水産大臣が定める軽微な変更は、次の各号に掲げる変更以外の変更とする。</p> <p>(1) 共通事項</p> <p>ア 年災別事業費相互間の経費の配分の変更</p> <p>イ 事業の施行箇所の変更又は間接補助事業の事業主体の変更</p> <p>(2) 個別事項</p> <p>ア 農地及び農業用施設について</p> <p>(ア) 施行箇所ごとの工種（農地については田、畑及びわさび田の区分、農業用施設については、ため池、頭首工、水路、揚水機、堤防、道路、橋梁、農地保全及び防災のため池の区分をいう。）の全部若しくは一部の変更又は廃止</p>

- (イ) 施行箇所ごとの工種別事業量の30%を超える増減
- (ウ) 施行箇所ごとの工種別の工事費が30%に相当する額を超える増減 であって、かつ、当該増減の額が300万円を超えるもの。
- イ 林業用施設のうち林地荒廃防止施設について
 - (ア) 施行箇所ごとの工種（えん堤、谷止、床止、防潮堤、護岸及び山腹工の区分をいう。）の全部若しくは一部の変更又は廃止
 - (イ) 施行箇所ごとの工種別事業量の30%を超える増減
 - (ウ) 施行箇所ごとの工事費が30%に相当する額を超える増減
- ウ 林業用施設のうち林道について
 - (ア) 施行箇所ごとの工事費の30%に相当する額を超える増減
 - (イ) 施行箇所ごとの復旧延長の変更
- エ 漁業用施設について
 - (ア) 施行箇所ごとの工種（沿岸漁場整備開発施設については、消波堤、離岸堤、潜堤、護堤、堤防、突堤、導流堤、水路又は着定基質の区分、漁港施設については、防波堤、防砂堤、防潮堤、導流堤、水門、閘門、護岸、堤防、突堤、胸壁、岸壁、物揚場、係船浮標、係船くい、栈橋、浮栈橋、船揚場、航路又は泊地の区分をいう。）の全部若しくは一部の変更又は廃止
 - (イ) 施行箇所ごとの工種別の事業量の30%を超える増減
 - (ウ) 施行箇所ごとの工種別の工事費が30%に相当する額を超える増減
 - (エ) 施行箇所ごとの工種別復旧工事の施行区域、場所、法線又は標準構造の変更
- オ 共同利用施設について
 - (ア) 施行箇所ごとの工事費が30%に相当する額を超える増減

第5～第9 (略)

(補助金の経理)

- 第10 都道府県知事は、補助事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入及び支出を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。
- 2 都道府県知事は、前項の収入及び支出について、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整理して前項の帳簿とともに補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。
- 3 都道府県知事は、取得財産等について当該取得財産等の処分制限期間中、前2項に規定する帳簿等に加え、その他関係書類を整備保管しなければならない。
- 4 前3項に基づき作成、整備及び保管すべき帳簿、証拠書類、証拠物及び台帳のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

(電子情報処理組織による申請等)

- 第11 都道府県知事は、令第7条の規定による補助金交付の申請、令第8条の規定による事業成績書及び収支精算書の提出、第5の規定による計画変更、第7の規定による状況報告及び概算払請求並びに第8の規定による消費税仕入控除税額の実績報告（以下「交付申請等」という。）については、当該各規定の定めにかかわらず、農林水産省共通申請サービス（以下「システム」という。）を使用する方法により行うことができる。ただし、システムを使用する方法により交付申請等を行う場合において、様式規定告示及び本要綱に基づき当該交付申請等に添付すべきとされている書類について、当該書面等の一部又は全部を書面より提出することを妨げない。
- 2 都道府県知事は、前項の規定により交付申請等を行う場合は、様式規定告示及び本要

- (イ) 施行箇所ごとの工種別事業量の30%を超える増減
- (ウ) 施行箇所ごとの工種別の工事費が30%に相当する額を超える増減。
- イ 林業用施設のうち林地荒廃防止施設について
 - (ア) 施行箇所ごとの工種（えん堤、谷止、床止、防潮堤、護岸及び山腹工の区分をいう。）の全部若しくは一部の変更又は廃止
 - (イ) 施行箇所ごとの工種別事業量の30%を超える増減
 - (ウ) 施行箇所ごとの工事費が30%に相当する額を超える増減
- ウ 林業用施設のうち林道について
 - (ア) 施行箇所ごとの工事費の30%に相当する額を超える増減
 - (イ) 施行箇所ごとの復旧延長の変更
- エ 漁業用施設について
 - (ア) 施行箇所ごとの工種（沿岸漁場整備開発施設については、消波堤、離岸堤、潜堤、護堤、堤防、突堤、導流堤、水路又は着定基質の区分、漁港施設については、防波堤、防砂堤、防潮堤、導流堤、水門、閘門、護岸、堤防、突堤、胸壁、岸壁、物揚場、係船浮標、係船くい、栈橋、浮栈橋、船揚場、航路又は泊地の区分をいう。）の全部若しくは一部の変更又は廃止
 - (イ) 施行箇所ごとの工種別の事業量の30%を超える増減
 - (ウ) 施行箇所ごとの工種別の工事費が30%に相当する額を超える増減
 - (エ) 施行箇所ごとの工種別復旧工事の施行区域、場所、法線又は標準構造の変更
- オ 共同利用施設について
 - (ア) 施行箇所ごとの工事費が30%に相当する額を超える増減

第5～第9 (略)

(新設)

(新設)

網の様式の定めにかかわらず、システムにより提供する様式によるものとする。

3 地方農政局長等は、第1項の規定により交付申請等が行われた都道府県知事に対する通知、承認、指示及び命令については、都道府県知事が書面による通知等を受けることをあらかじめ求めた場合を除き、システムを使用する方法によることができる。

4 都道府県知事が第1項の規定によりシステムを使用する方法により交付申請等を行う場合は、システムのサービス提供者が別に定めるシステムの利用規約に従わなければならない。

(財産の処分の制限)

第12 (略)

(間接補助金交付の際付すべき条件等)

第13 都道府県知事は、間接補助事業者に補助金を交付するときは、本要綱第3から第10までの規定に準ずる条件及び次の各号に掲げる条件を付さなければならない。

(1)～(3) (略)

2 都道府県知事は、地方公共団体以外の間接補助事業者に補助金を交付するときは、間接補助事業者に対し、次に掲げる条件を付さなければならない。

(1) (略)

(2) 間接補助事業者は、前号により契約をしようとする場合は、当該契約に係る入札又は見積り合せ(以下「入札等」という。)に参加しようとする者に対し、別記様式第4号による契約に係る指名停止に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはならない。

3～7 (略)

別記様式第1号～第3号 (略)

別記様式第4号 (第13関係)

契約に係る指名停止等に関する申立書

(略)

(財産の処分の制限)

第10 (略)

(間接補助金交付の際付すべき条件等)

第11 都道府県知事は、間接補助事業者に補助金を交付するときは、本要綱第3から第9までの規定に準ずる条件及び次の各号に掲げる条件を付さなければならない。

(1)～(3) (略)

2 都道府県知事は、地方公共団体以外の間接補助事業者に補助金を交付するときは、間接補助事業者に対し、次に掲げる条件を付さなければならない。

(1) (略)

(2) 間接補助事業者は、前号により契約をしようとする場合は、当該契約に係る入札又は見積り合せ(以下「入札等」という。)に参加しようとする者に対し、別紙様式による契約に係る指名停止に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはならない。

3～7 (略)

別記様式第1号～第3号 (略)

別紙様式 (第11関係)

契約に係る指名停止等に関する申立書

(略)

附 則

この通知は、令和4年〇月〇日から施行する。